

北区役所窓口案内業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、北区役所窓口案内業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号に掲げるもののうち本市が指定する。

- (1) 月曜日～金曜日（閑序日を除く）
午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで（休憩時間 45 分を除く）
- (2) 月曜日～金曜日（閑序日を除く）
午前 10 時 30 分から午後 4 時まで（休憩時間 30 分を除く）
- (3) 第 1 ・ 3 水曜日（ただし、祝日の状況等により変更する場合がある）
午後 0 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。